

「はじめに」—脇田報告の視点

- ①貨幣の変遷・貨幣の効用
- ②換算価値・基準貨幣として面を重視
- ③収税にかかわる価法・国例などの問題
- ④錢の埋蔵の理由
- ⑤撰錢と撰錢禁制の意義

(一) 皇朝十二錢の効用

脇田説：律令国家期、貨幣に関する統一基準が必要。それが国家の利益にも
＝国家による統一的な価値基準の創出

封戸物納入－基準貨幣＝換算値の必要＝代物弁済による交換経済の必要性

①「律令制収税機構」に関する前提

脇田説：本来的に交換経済を付随。交換経済の重要性、平安期にむけて増す
－貨幣鑄造の必要性

反対説：律令制下での交換経済の重要性を評価しない立場

②估価法（沽価法）の問題

平安期の国衙収税

代物弁済－交換が前提

値段の差－品質差、地域差など

→国司など差額を不正に収益－貢納の粗悪化＝財政の危機

和市－国例－官衙の估価法＝国による估価

脇田説：錢に流通基準が一本化してないが、錢の交換・価値基準としての効用大

その後、貨幣改悪－基準錢としての価値の下落

信用の低下－『准米』・・・米・絹に莊園年貢の一元化

「宋錢－私鑄錢なみ」の項について

－このレジュメ執筆時に内容を把握できなかった

[コメント]

・疑問

皇朝十二錢－新錢を旧錢の10倍で通用、新錢発行後は両者併用

流通していた錢は多様な錢銘。どの錢（錢銘）が価値の基準になったのか？

統一基準としての錢の成立時期、成立理由・条件とは何か

もし錢銘を問わない錢の基準ならば、新錢の10倍通用自体が「架空」

また、中世の錢1枚＝1文の共通理解は、この時点に遡及する

和市・官物率法の語の初見は、11C末～12C初頭（『平安遺文』の検索結果）

和市などの語は時期的に平安後・末期の登場＝問題化とみるべきでは

・検討

錢銘は意識されていなかったのか？

【表】－『平安遺文』でどの皇朝十二銭を使ったか(基準としたか)わかる事例の集成

【表】『平安遺文』で銭銘が明らかになる皇朝十二銭

796年「隆平永宝」発行

弘仁6年(815)10/30「新銭」－隆平？（東大寺請納文。『平安遺文』39号）

818年「富寿新宝」発行

835年「承和昌宝」発行

承和3年(836)2/5「富寿銭」3貫500文（山城国高田郷長解。『平安遺文』59号）

承和12年(845)「承和銭」20貫文－「今以承和銭貳拾貫文充価直」（『平安遺文』73号）

承和13年(846)10/13「承和銭」700文（賀茂成継家地売券。『平安遺文』81号）

承和14年(847)6/27「古銭」50貫文－富寿？（山城国宇治郡司解。『平安遺文』86号）

848年「長年大宝」発行

嘉祥2年(849)7/29「承和銭」800文（山城国高田郷長解。『平安遺文』90号）

嘉祥3年(850)4/11検判。「承和銭」11貫文（賀茂成継家地売券。『平安遺文』81号）

嘉祥4年(851)2/27「承和銭」1貫500文（山城国高田郷長解。『平安遺文』100号）

859年「饒益神宝」発行

870年「貞観永宝」発行

貞観6年(874)1/21「長年銭？」194貫余（山城紀伊郡司解案。『平安遺文』143号）

貞観14年(872)12/30「饒益銭」28貫文（石川淹雄家屋地売券。『平安遺文』166号）

貞観14年力(872)8/23「饒益銭」2貫文（伊福部某墾田直銭請文。『平安遺文』169号）

貞観16年(874)4/19「貞観銭」1貫800文（広津福主田直銭請文『平安遺文』170号）

貞観18年(876)3/7「貞観銭」2貫500文（左京土師吉雄田地売券『平安遺文』171号）

元慶3年(879)5/7「貞観銭」1貫200文（大和国矢田郷長解。『平安遺文』173号）

仁和3年(887)7/7「貞観銭」5貫文（永原利行家地売券案。『平安遺文』176号）

890年「寛平大宝」発行

寛平8年(896)2/25「寛平銭」2貫文（山城国山田郷長解。『平安遺文』181号）

907年「延喜通宝」発行

延喜17年(917)4/27「延喜銭」28貫文（丹波国某郷長解。『平安遺文』215号）

延長7年(929)6/29「延喜銭」10貫文（七条令解。『平安遺文』232号）

天曆3年(949)4/9「延喜銭」10貫文（七条令解。『平安遺文』256号）

天曆10年(956)8/16「延喜銭」6貫文（山城国山田郷長解。『平安遺文』269号）

958年「乾元大宝」発行

貞元3年(978)11/13「乾元銭」50貫文（山城国山田郷長解。『平安遺文』313号）

天元2年(979)10/2「乾元銭」9貫文（七条令解。『平安遺文』314号）

天元4年(981)「乾元銭」320貫文で買得、寛弘2年(1005)7/25

（散位藤原為賢公驗紛失状。『平安遺文』440）

【表】の分析

①発行年が接近すると新旧が交錯－価値が異なるので銭銘の注記が必要

－9世紀以降、銭銘に注目する

②市中では「古銭」も通用－銭銘は新発行銭とそれ以外の「古銭」との対比のみ

－「古銭」は新発行銭以外のすべてが含まれるのでは？

③「乾元大宝」発行後もその注記－「乾元大宝」の流通量の少なさか？

④「乾元大宝」による巨額取引(天元4)－膨大な量の銭の流通が必要

— 銭は依然としてかなり発行、流通。なぜ発行をやめた

井上正夫説：銭貨流通と物価抑制への検非違使を通じた国家権力の介入に市場が危機感をおぼえて、銭を拒否した

⑤「乾元大宝」の注記は 11 世紀初期に消滅

— 【表】で皇朝銭最後の「乾元大宝」がみえるのは 1005 年—11 世紀初頭

・私見

9 世紀以降の畿内の売券類中心では、発行間隔もあるが、つぎの新銭発行までは、新銭・旧銭の区別意識あり。新銭発行で従来銭は古銭になるのではないか。

官衙・寺院などでの収納時、銭銘の表示はないのはなぜか？

— 新銭のみが特殊で、あとは古銭で一括。この古銭の表示ではないか。

史料 2・3 は 9 c 末・10 c で、それ以前に相当量の皇朝銭（古銭）が存在。

価値基準としての古銭を設定すれば、10 倍価値の新銭をだれも受け取りたがらない。

国家が放出できない、国家の利にならない—新銭の価値を受け入れたのは畿内のみ
宋銭の流入時以降、皇朝銭も混在して流通一例：志海苔出土銭など

すべての皇朝銭が「古銭」になり、宋銭が十分な量が輸入された時点で銭 1 枚=1 文の成立
宋銭流通は、国家的な承認というよりは、宋銭の流入にかかわった人々（貿易商人、平氏政権？など）やその利便性を認めた人々によって生じてきたのではないか—「市場」の声？

(二)「中世日明貿易の輸入貨幣の政治性と経済性」について

①佐藤進一説：将軍が日明貿易で明銭輸入=貨幣発行権の掌握を意味する

批判：輸入量は少ない。後期には輸入が激減。

(補足) 日明貿易だけでなく多様な明銭の流入ルート (佐々木銀弥・田中健夫)

②脇田説：佐藤説を支持

鎌倉時代以来、恒常的なデフレ状態

独占貿易の輸入制銭=基準貨幣

御用金融業者を通じて市場に投入—市場操作・統制面で効果

京都(幕府)中心の求心的な経済構造を強化

③貨幣輸入時の状況

1) 鑄造技術・原料—錫がないと摩滅しやすい

→堺の無文銭は銅の含有率が高い(嶋谷和彦)

2) 経済的利益—コスト問題

発行と輸入の比較→発行が有利

3) 原銅の問題

銅材を輸出して銅銭輸入は永享~応仁・文明期

4) 楠葉西忍談

明では銀 10 文目=銭 1~3 貫文、日本では銭 1162~627 文

→明では銀高・銭安、日本では銀安・銭高傾向

④足利義満不発行の現実的な理由

1) 政治的理由—名目的な主権者として天皇

2) 経済事情—自鑄しても通用しない、国家権力の掌握度の問題

[コメント]

・前提

主要な明銭—大中通宝(1361年初鑄)、洪武通宝(1368。11位)、永樂通宝(1408。6位)、
宣徳通宝(1433。36位)、弘治通宝(1488。極少)、嘉靖通宝(1522)

()内は、初鑄年と出土量順位

・疑問：佐藤説・脇田説は妥当か

明銭輸入は貨幣発行権の掌握か

幕府による明銭への信用付与はできたか

自鑄して通用しなかったか

幕府による市場操作、統制面での意義は

・私見—15世紀段階に限定

—貿易権掌握というレベルでは、明銭輸入が当時の貨幣発行の大きな一翼を担っていたと思う。ただし、貿易の主体からみれば、將軍による完全掌握ではない。

—15世紀段階、幕府が明銭に独自の信用を付与した形跡、たとえば宋銭と区別して明銭に高い価値を付与するなどの例はないのではないかと。独自の信用を付与できたならば、自鑄しても通用するはず。そうした点から、明銭は宋銭に埋没していたのではなからうか。

—幕府による市場操作・統制面の可能性は？

幕府に「利益」がある形で、市場への影響力を行使できる場面を想定すると、

(a)幕府が明銭を支払・放出し、明銭に他の銭より高い価値を付与する場面、

(b)明銭を指定して収税する場面、などがある。

(a)の例ならば、幕府による造寺造仏などの事業で、とくに明銭だけを高い価値を付与して支払に充てた事例はあるのか、また幕府からの明銭の放出が物価や金利などに大きな影響を与えたのか、疑問。15世紀半ば以降「御倉」が幕府財政にかかわり出すと、御倉＝有力土倉が財務を主導するわけで、歴大な量の宋銭を抱える御倉が、明銭を区別することに積極的だったとは思えない。永樂銭などの明銭を区別・意識するのは、おおむね16世紀段階。

(三) 金銀銅貿易の推移と物価の上下

→このレジメ執筆段階で、論の流れを掌握できなかったのでコメントはひかえた

(四) 「撰銭」と「撰銭禁制」と市場構造」について

(1) 「撰銭」と「撰銭令・撰銭禁制」の相違

①「撰銭」—撰銭は貨幣制度が混乱したらいつでもおこる

中国で15C半ば

日本では13C半ば

②私鑄銭の問題

中国・朝鮮・日本でもある

宋銭の国内模鑄を指摘し、出土銭における制銭の比率を期待

永樂銭は勘合貿易＝明制銭だけでない。永樂銭は文献で模鑄を推定

③「撰銭令・撰銭禁制」の概略

(2) 「撰銭禁制」の意義

①藤田五郎説—日本での私鑄銭＝「中銭つり上げ令」

②中銭を信用貨幣として流通させる

③中銭つりあげでインフレ効果と景気上昇への施策

- ④中銭と善銭の含有率規定—流通貨幣の均質化
- ⑤悪銭が撰銭の対象に
 - 悪銭＝無文銭
 - 渡来銭から独自の貨幣体系へ転換
- ⑥信長令—畿内の相場への対応、量の確保
- ⑦東国大名の貨幣政策—悪銭の使用禁止、永楽銭のみへ

[コメント]

(1)「撰銭」と「撰銭令・撰銭禁制」の相違

①②に関連して

関連史料からすれば、「撰銭」は「貨幣制度」の混乱ではなく、——→「磨銭」＝磨耗銭など銭自体の瑕疵(かし)などが問題でおこるのが原初的ではないか。瑕疵のある銭を受け取りたくないというのは政府・民間の共通意識ではないか。

「新銭」(私鑄銭・模鑄銭)が撰銭の問題だとすれば、日本では和同開珎発行直後に模鑄の問題化している。

③「撰銭令・撰銭禁制」の概略に関連して

「撰銭禁制」は、A・B 2つの趣旨に分類できるのではないか

A：形態的に何らの瑕疵のある銭の排除(われ、打平、など)

—原初的な「撰銭」・・・撰銭令

B：永楽・宣徳銭など(地銭を含む)の強制使用・混用(信長令は粗悪銭も)

—いわゆる「撰銭禁制」

C：付随条項—撰銭による物価騰貴規制。取引品目による支払手段の規制など

(2)「撰銭禁制」の意義

①②に関連して

→「撰銭禁制」関係史料では、上記のAは排除し、Bのように地銭か制銭かは関係なく永楽などの明銭の使用・混用の強制が趣旨である。約3割の混入率は、明銭の信用低下は明白。「中銭」とは明銭(地銭を含む)で、その通用強制による銭の量的な確保と物価騰貴の抑制策となるろう。

③に関連して

→甲斐では富士参詣者の奉賽銭に悪銭多い。銭の量も不足。取引不成立。

銭の量の増大は必要な施策。

④中銭と善銭の含有率規定—流通貨幣の均質化に関連して

→約2～3割の明銭の混入率は、政策であれ、「市場」状況の反映であれ、明銭の信用回復と流通量の確保、流通貨幣の均質化を意図したものであろうが、明銭などの混用規定に効果はあったのか。幕令は反復されており、失敗では？

⑤悪銭を撰銭に対象とする、⑥信長令、⑦東国大名の貨幣政策、に関連して

→「悪銭」＝無文銭か？。私見では「悪銭」とは、無文銭を含む何らの瑕疵が明らかな銭を指すのではないか。15世紀の事例では、『山科家礼記』の(1471)の(1471)の(1471)の記事に、朝廷から受け取った銭が「悪銭」とみえるが、「無文銭」とは表示なし。このころから「悪銭」の用例が増加。12月

1510年、「悪銭」＝0.5文程度(真珠庵文書。拙稿2002)。

永禄12年(1569)の信長令では「ころ せんとか やけ銭 下々の古銭 以一倍用之」とあり、このレベルの銭に相当か？(うちひらめ、などは「以十増倍用之」とある)

信長令段階で、かなり粗悪な銭まで使用対象としたのはなぜか—16c全体の銭の動向から1530年代までは、真珠庵の史料はすべて銭立て。

1572年の大徳寺の史料は、銭は極少。

1580～90年代、京都の売券は米・銀へ（浦長瀬隆）

造営関係史料は、米での支払が増加（大徳寺文書など）

16c後半、悪銭での支払、金・銀との交換もみえる（大徳寺文書の造営史料。頂妙寺文書「洛中勸進」関係史料）。

→16c半ば以降、善銭の減少、粗悪銭の忌避・淘汰で、銭全体の量もかなり減少。

銀の登場などにより、銭の使用が停滞・不可。

（3）「撰銭禁制」段階の貨幣流通状況と埋蔵銭

①銭の持ち運びの不便さ

→借錢・分一徳政関係の記事（桑山浩然編『室町幕府引付史料集成』）などでは、京都の例ながら、数100貫文以上の規模の借錢もみえる。この銭は確実に移動しているはず。国役なども同じだろう。

②為替の発行

→16世紀段階には為替は衰退（桜井英治氏の指摘など）。信用の破綻は戦乱などの世情不安が要因ではないか。

③世情不穏

④収蔵の問題

⑤緡？

→銭緡は、18把=120文、1把=6.6文程度（真珠庵文書。拙稿2002）

⑥埋蔵銭と市中流通銭の問題—制銭か否か、今後の分析を期待